

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
001	令和6年4月1日	令和6年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務	9,996,800		9,996,800	総合企画局都市経営戦略室	プロトスター株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
002	令和6年7月1日	令和6年度次期総合計画策定支援業務	21,998,955		21,998,955	総合企画局都市経営戦略室	株式会社博報堂	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
003	令和6年6月21日	京都市大学のまち交流センター 空調調和機器品交換業務委託	77,990,000		77,990,000	総合企画局総合政策室大学政策担当	三菱重工冷熱株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
004	令和6年4月1日	ポータルサイト・SNS等を活用した移住・定住促進プロモーション業務	10,527,000		10,527,000	総合企画局人口戦略室移住・定住促進担当	株式会社9	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
005	令和6年4月1日	令和6年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」運営業務	8,298,620		8,298,620	総合企画局人口戦略室移住・定住促進担当	9・ヤタガラスプロジェクト共同事業体	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
006	令和6年4月1日	令和6年度京都市広域的情報発信業務	19,999,999		19,999,999	総合企画局市長公室広報担当	株式会社フルハウス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
007	令和6年4月1日	京都市公式ホームページ運用保守業務委託	8,354,940		8,354,940	総合企画局市長公室広報担当	キシステム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
008	令和6年4月1日	令和6年度「声による市民しんぶん（テーパー・デジー版）」の全市版及び区版の制作業務	10,907,460		10,907,460	総合企画局市長公室広報担当	公益社団法人京都府視覚障害者協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
009	令和6年4月1日	令和6年度点字版市民しんぶん（全市版・区版）製作・宛名印刷・封入・発送業務	予定総額 8,552,400		8,552,400	総合企画局市長公室広報担当	社会福祉法人京都視覚障害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	物品			
010	令和6年4月1日	令和6年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下制作等の委託	8,896,800		8,896,800	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
011	令和6年4月1日	令和6年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下制作等の委託	19,998,000		19,998,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社ITP	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
012	令和6年7月23日	若者定住・移住促進PRスポットの制作・放送業務	14,700,000		14,700,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
013	令和6年4月1日	令和6年度市政広報動画の掲出業務	11,033,000		11,033,000	総合企画局市長公室広報担当	京都市交通局	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
014	令和6年4月1日	令和6年度インターネットを活用した広告掲載業務	9,999,000		9,999,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社POTETO Media	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
015	令和6年8月30日	京都市市政情報総合案内コールセンター構築及び運営業務委託	404,800,000		404,800,000	総合企画局市長公室広報担当	株式会社NTTマーケティングアクティブロックス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	有	2
016	令和6年4月1日	「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」運営委託	9,165,000		9,165,000	総合企画局国際交流・共生推進室	公益財団法人京都市国際交流協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
017	令和6年9月17日	令和6年度庁内利用のための生成AIサービス利用契約	6,600,000		6,600,000	総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当	株式会社サテライトオフィス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
018	令和6年4月1日	情報セキュリティ対策等支援業務委託	26,400,000		26,400,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当	情報システム監査株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
019	令和6年4月1日	令和6年度電算システムに係る保守業務	294,469,956		294,469,956	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	令和6年度電算システム保守業務コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
020	令和6年5月16日	標準準拠システム（住民記録）と大型汎用機（関連システム）との連携テスト1期	15,623,300		15,623,300	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	令和6年度電算システム保守業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
021	令和6年4月1日	口座振替データ授受代行業務等委託	予定総額 15,801,890		15,801,890	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	株式会社三菱UFJ銀行	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
022	令和6年4月1日	ガバメントクラウド運用管理補助業務	24,575,100		24,575,100	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	ガバメントクラウド運用管理補助業務に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	グローバル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
023	令和6年4月1日	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託	24,222,000		24,222,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
024	令和6年4月1日	新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託	57,232,077		57,232,077	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	東芝デジタルエンジニアリング株式会社	政令第11条第1項第1号	物品			
025	令和6年4月1日	パッチ基盤ツール類保守業務委託	5,940,000		5,940,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	キヤノンITソリューションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
026	令和6年4月1日	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託	29,040,000		29,040,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
027	令和6年4月18日	自治体システム標準化に向けた標準化テスト環境の構築（2期）	14,247,750		14,247,750	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	自治体システム標準化に向けた標準化テスト環境の構築（2期）に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
028	令和6年4月1日	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託	81,070,000		81,070,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託コンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品			
029	令和6年4月1日	基幹系ネットワーク機器等に関する監視業務委託	6,072,000		6,072,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	アライドテレシス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和6年4月1日	令和6年度行政業務基盤システム運用保守委託	21,326,250		21,326,250	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	令和6年度行政業務基盤システム運用保守委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和6年6月1日	ACOSシステムディスク（増設分）の賃借	34,941,720		34,941,720	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	電子計算機 NEC ACOSシステムディスク（増設分）賃借に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
032	令和6年4月1日	京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他33ラック）	72,764,560		72,764,560	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
033	令和6年5月16日	住民基本台帳等の標準化移行に向けたデータ連携対応等支援業務	35,200,000		35,200,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当	有限責任監査法人トーマツ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
034	令和6年4月1日	文書管理システムの運用保守	23,177,000		23,177,000	総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当	京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和6年8月1日	京都市人口統計システムの構築及び運用保守等業務委託並びに同システム関連機器一式賃貸借契約	26,751,076		26,751,076	総合企画局デジタル化戦略推進室情報統計・データ活用推進担当	ウイングアーク1st株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「KYOTO Innovation Studio」企画運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都中央区日本橋富沢町9-4 日本橋富沢町ビル501号室
プロトスター株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,996,800円
- 7 契約内容
「KYOTO Innovation Studio」の企画、運営業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年度「KYOTO Innovation Studio」に係る企画運営業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、参加事業者の中で最も高い評価点だったのがプロトスター株式会社であったため。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度次期総合計画策定支援業務
- 2 担当所属名
総合企画局都市経営戦略室
- 3 契約締結日
令和6年7月1日
- 4 履行期間
令和6年7月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島2-2-7 中之島セントラルタワー
株式会社博報堂 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
21,998,955円
- 7 契約内容
次期総合計画の策定に向けた取組全体の設計、審議会及び若者チームの企画、審議会及び若者チームの運営業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年度次期総合計画策定支援業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による、「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れるものに係る契約であって、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難なもの（情報システム開発、イベント、企画、調査、デザイン、研修講師、事務のアウトソーシング、工事の設計等の契約が該当する可能性があると考えられる。）」に該当するため、プロポーザルにより、事業者の能力、提案を評価することで、契約の相手方を選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
提出された企画提案書に基づき、提案内容、業務体制、実績等について審査した結果、参加事業

者の中で最も高い評価点だったのが「株式会社博報堂 関西支社」であったため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市大学のまち交流センター 空気調和機部品交換業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局総合政策室大学政策担当
- 3 契約締結日
令和6年6月21日
- 4 履行期間
令和6年6月22日から令和7年3月21日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区野中北1丁目5番21号
三菱重工冷熱株式会社
- 6 契約金額（税込み）
77,990,000円
- 7 契約内容
機器設置より20年以上経過し老朽化が進んでいる京都市大学のまち交流センターの空気調和機について、今後も安定的に稼働させるために、機器の分解整備による劣化部品の交換を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
交換部品とその取付方法は、製造者（三菱重工冷熱株式会社）独自の技術を用いた仕様の純正部品であり、一般流通しておらず、他業者が交換部品のみを入手することはできない。また、他の製造者による部品との互換性が保証されておらず、既設設備の製造者に委託しなければ修繕の目的を達成できないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ポータルサイト・SNS等を活用した移住・定住促進プロモーション業務
- 2 担当所属名
総合企画局人口戦略室移住・定住促進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山1-3-1 アールキューブ青山3階
株式会社9
- 6 契約金額（税込み）
10,527,000円
- 7 契約内容
WEB広告やSNSでの情報発信等、京都市への定住・移住を促進するための効果的かつ総合的なプロモーションを実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の実施に当たっては、インターネット広告やSNS運用等、プロモーションに関する専門的な知識や技能が求められ、単純な価格だけを比較する競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
広告手法における工夫、運営体制等を総合的に審査するプロポーザル方式を実施し、提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市移住サポートセンター「住むなら京都(みやこ)」運営業務
- 2 担当所属名
総合企画局人口戦略室移住・定住促進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
9・ヤタガラスプロジェクト共同事業体
東京都港区北青山1-3-1 アールキューブ青山3階
代表者 株式会社9
- 6 契約金額(税込み)
8,298,620円
- 7 契約内容
移住相談の総合窓口である京都市移住サポートセンターを運営し、移住検討者からの移住相談に対応するほか、説明・相談会の開催や、移住フェア等への出展等を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
本事業の実施に当たっては、移住相談への対応や各種イベントの実施に係る専門的な知見や運営・人員体制の確保等、価格以外の要素を総合的に審査する必要があり、単純な価格だけを比較する競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本業務を円滑に実施するための体制やノウハウの有無などを審査するプロポーザル方式を実施し、提出された資料に基づき審査した結果、委託業務を遂行するに十分な能力が認められたため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市広域的情報発信業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山一丁目3番6号 S I ビル青山5階
株式会社フルハウス
- 6 契約金額（税込み）
19,999,999円
- 7 契約内容
 - ・京都市が提供するプレスリリース等の配信
 - ・メディアへの露出企画の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を委託する事業者には、京都が持つ魅力を十分理解し、効率的かつ効果的にメディアに伝達する企画力や情報発信能力等が求められることから、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により、提案の募集を行い審査した結果、令和6年3月25日に上記事業者を受託候補者として決定したことから、これを契約の相手方としている。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公式ホームページ運用保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区烏丸通松原上ル東側
キシステム株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
8,354,940円
- 7 契約内容
「京都市ホームページ作成支援システム」の保守に係る一連の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市公式ホームページ「京都市情報館」で使用しているホームページ作成支援システムは、上記相手方が独自に構築したシステムを採用しており、技術情報やノウハウは一般に公開されておらず、同社のみが有している。
運用・保守にあたっては、ホームページ作成支援システムの技術情報やノウハウに関する知識が必要となり、本契約は競争入札に適しないことから、上記相手方と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「声による市民しんぶん（テープ版・デージー版）」の全市版及び区版の制作業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市北区紫野花ノ坊町11
公益社団法人京都府視覚障害者協会
- 6 契約金額（税込み）
10,907,460円
- 7 契約内容
「声による市民しんぶん」の制作及び発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務では、「声による市民しんぶん（テープ版・デージー版）」を制作するに当たり、必要な知識や技術等の経験を必要とする。公益社団法人京都府視覚障害者協会は、朗読ボランティアとの関わりも深く、朗読作業を円滑に行うことが可能な事業者である。また、市内において、市民しんぶん校了日の翌日から発行日までのわずかな期間に制作・発送可能な唯一の事業者であるため、競争入札に適さず、当該業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度点字版市民しんぶん（全市版・区版） 製作・宛名印刷・封入・発送業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市西京区大枝東長町1-67
社会福祉法人 京都視覚障害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,552,400円
- 7 契約内容
「点字版市民しんぶん」の製作・宛名印刷・封入・発送
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
社会福祉施設の支援を目的とする契約のため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 きょうと市民しんぶん（全市版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）
8,896,800円
- 7 契約内容
令和6年度「きょうと市民しんぶん」（全市版）の版下等の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和6年1～3月に市民しんぶん（全市版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社ITPが最も高い評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 きょうと市民しんぶん（区版）の版下制作等の委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区丸太町通小川西入横鍛冶町100番地
株式会社ITP
- 6 契約金額（税込み）
19,998,000円
- 7 契約内容
令和6年度「きょうと市民しんぶん」（区版）の版下等の制作
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民しんぶんの版下制作業務は、市政及び催し等の情報を市民に分かりやすく伝える必要があることから、デザイン、レイアウト、色彩等における工夫や考え方（方針）等の質的内容が重要となる。したがって、価格以外の要素における競争によって契約の相手方を選定する必要があり、競争入札に適しないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和6年1～3月に市民しんぶん（区版）版下制作業務の委託事業者選定をプロポーザル方式により実施し、株式会社ITPが最も高い評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
若者定住・移住促進PRスポットの制作・放送業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年7月23日
- 4 履行期間
令和6年7月23日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社京都放送
- 6 契約金額（税込み）
14,700,000円
- 7 契約内容
若者の京都市への定住・移住を促進するPRスポット映像を2本（30秒1本と15秒1本）制作し、KBS京都のテレビCMで放送及び、映像のデジタルサイネージ用、YouTube、TVer、LINE用への変換。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
今回の業務は、京都市民に対しての定住や近隣都市からの移住を促すことに重点を置いている。故に、京都市及び周辺都市の視聴者層を持つ放送局に委託を行うことが必要である。株式会社京都放送は、京都府内で唯一の独立放送局で、本件業務は当該事業者以外では履行不可能であるため、競争入札に適さず、当該事業者と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度市政広報動画の掲出業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区太秦下刑部町12番地
京都市交通局
- 6 契約金額（税込み）
11,033,000円
- 7 契約内容
市営地下鉄駅構内に設置されているデジタルサイネージ広告に毎月1週間放映
(四条駅よんからクロス、コトチカビジョン京都、コトチカビジョン、四条、京都駅南改札外デジタルサイネージ、京都市役所前デジタルサイネージ、北大路改札内デジタルサイネージ、二条駅デジタルサイネージ)
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約において放映場所として指定している5箇所のデジタルサイネージに一括して放映できるのは京都市交通局のみであるため、競争入札には適さないことから京都市（交通事業）と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度インターネットを活用した広告掲載業務
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区渋谷1丁目3-18 ビラ・モデルナA203
株式会社POTETO Media
- 6 契約金額（税込み）
9,999,000円
- 7 契約内容
インターネット（SNSや動画プラットフォームを含む）広告を活用して、市政情報等を発信する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
この事業における事業者の選定については、投稿記事及び添付画像等の作成、WEBサイト作成等専門的な知識や技能が求められるため、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託事業者を選定するためのプロポーザルの結果、最も高い評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市政情報総合案内コールセンター構築及び運營業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局市長公室広報担当
- 3 契約締結日
令和6年8月30日
- 4 履行期間
令和6年8月30日から令和12年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
株式会社NTTマーケティングアクトProCX
- 6 契約金額（税込み）
404,800,000円
- 7 契約内容
京都市市政情報総合案内コールセンター（京都いつでもコール）を運営するために必要な施設、設備、システム等の整備対応に従事する要員の確保や研修の実施等を含む、コールセンターの構築及び運営の一切の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は、対応の品質やシステムの機能など、価格以外の要素における競争の占める割合が大きく、単純な価格だけを比較する競争入札には適さないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
委託先事業者を選定するためのプロポーザルの結果、最も高い評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」運営委託
- 2 担当所属名
総合企画局国際交流・共生推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市左京区栗田口鳥居町2-1
公益財団法人京都市国際交流協会
- 6 契約金額（税込み）
9,165,000円
- 7 契約内容
外国籍市民等の行政手続き時における通訳及び相談業務の実施
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業は、日本語での意思疎通が困難な外国籍市民等が行政手続き時に困らないよう、通訳者を介した相談体制を構築するものである。本事業の実施には、十分な本市の行政知識や本市外国籍市民等を取り巻く状況への理解、その支援に関しての豊富な経験や実績を有していることが必要であり、契約の性質又は目的が競争入札に適していない。
京都市国際交流協会は、京都市国際交流会館の指定管理者として長年の実績を有しており、十分な本市の行政知識を蓄積していることに加え、外国籍市民等への多岐にわたる取組実施により、日本語により意思疎通を図ることが困難な外国籍市民等に対するサポートの方法を十分に熟知している。京都市域において、このような条件を有し、当該業務を適切に遂行できる団体は同協会のほかにないため随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度庁内利用のための生成A I サービス利用契約
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室デジタル化推進担当
- 3 契約締結日
令和6年9月17日
- 4 履行期間
令和6年9月17日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都江東区東陽4-3-1 東陽町新栄ビル4階
株式会社サテライトオフィス
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
生成A I サービス「サテライトA I」の提供
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
生成A I の性能は日々進化しており、従来のものを凌駕する性能を持つ新たなサービスが次々とリリースされている。この状況下において、最新技術を導入し、最適なサービスを選択する必要がある。
また、チャット機能だけでなく、通知等に基づいた回答を行う拡張検索生成機能（RAG機能）や、画像等から文章を生成するマルチモーダル機能など、多様な機能拡張が進んでおり、これらの機能を用いることで、新たな業務効率化を実現できる可能性を秘めている。
これらの性能や特性が異なる様々なサービスから最適なサービスを選定するためには、費用のみを基準に選定するのではなく、各サービスの機能や性能、運用サポート体制など、様々な要素を考慮してサービスを選定する必要があることから、プロポーザルに基づく随意契約により、契約の相手方を選定するもの。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本市における運用ニーズに照らしつつ、各サービスの機能や性能、運用サポート体制、スケジュール、実績、費用を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報セキュリティ対策等支援業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報セキュリティ・ガバナンス推進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市淀川区宮原四丁目5番36号
情報システム監査株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,400,000円
- 7 契約内容
本市の情報セキュリティ対策及びITガバナンスの更なる強化の取組を的確に実施するため、専門的な知見を有する事業者の伴走支援を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本事業の目的を達成するためには、情報セキュリティ対策及びITガバナンスに係る専門的な知見の有無が重要であることから、プロポーザルを実施した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市における運用ニーズに照らしつつ、実施体制、スケジュール、実施内容、類似業務の実績等を総合的に判断して、契約の相手方を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度電算システムに係る保守業務
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度電算システム保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
294,469,956円
- 7 契約内容
日本電気株式会社製のV I Sと呼ばれる汎用コンピュータ上で稼働しているオンラインシステム、バッチシステムのシステム運用、システム変更、システム障害対応作業及びこれらに伴う一連の作業を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
保守業務をする電算システムは、コンソーシアム代表者である日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号」に基づき、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
標準準拠システム（住民記録）と大型汎用機（関連システム）との連携テスト1期
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
（当初）令和6年5月16日
（変更後）令和6年8月30日
- 4 履行期間
（当初）令和6年5月16日から令和6年8月31日まで
（変更後）令和6年5月16日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度電算システム保守業務コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,623,300円
- 7 契約内容
標準化した住民記録システム（標準準拠システム（住民記録））と既存の電算システム（日本電気株式会社製の汎用コンピュータ（以下「ACOS」という。）上で稼働する基幹系業務システム）の連携テストの実施、既存電算システムへの影響調査、連携テストを実施するために必要なテストデータの作成等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
連携テストにて確認する電算システムは、コンソーシアム代表者である日本電気株式会社製のACOS上で稼働しており、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、ACOS独自のテスト項目作成、プログラムの実行、実行状況及びエラーの確認を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため、「地方自治法施行令167条の2第1項第2号」に基づき、随意契約を行う。
（変更理由）
本契約について、テストを実施する中で新たな課題（レアケースへの対応）が見つかり、基幹系業務システムへの影響調査の実施スケジュールの見直しを行ったため、履行期間を延長する。
なお、当初予定の作業内容であるため、契約金額の変更は行わない。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
口座振替データ授受代行業務等委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町10番地
株式会社三菱UFJ銀行
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）15,801,890円
- 7 契約内容
市税や保険料等の口座振替を依頼するデータを、本市と金融機関の間において授受代行する業務や、金融機関の口座振替実施結果データを本市へ納品する業務、その他付随する業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務を行うための口座振替収納システムについては、本市の指定金融機関である三菱UFJ銀行が提供するシステムを使用する必要がある。したがって、他者との競争が成立せず、競争入札に適しないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ガバメントクラウド運用管理補助業務
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ガバメントクラウド運用管理補助業務に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,575,100円
- 7 契約内容
ガバメントクラウドに関する運用管理補助業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ガバメントクラウドの環境構築には、ガバメントクラウドに関する専門的な知見を有し、かつ十分な実施体制と企画提案能力を有することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、プロポーザル方式により日本電気株式会社を代表幹事業者とするコンソーシアムを選定した。
環境構築作業は令和6年1月末に完了したが、現在、令和7年1月の運用開始に向け、住民記録システム等をガバメントクラウド上の標準準拠システムへ移行する作業を進めており、住民記録システム等の移行を確実に完遂するため、本市のガバメントクラウドに関する詳細な技術情報を把握している唯一の事業者である構築事業者を引き続き運用管理補助業務を委託するものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市マイナンバー連携システム保守運用業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
24,222,000円
- 7 契約内容
中間サーバーへの副本登録や符号取得といった運用業務及び番号法に基づく情報提供・情報照会を行うマイナンバー連携システムの保守及び運用を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、日本電気株式会社が構築した京都市マイナンバー連携システムを対象としており、システム設定、プログラム製造及び実行を行うには同社が著作権を有するソフトウェアが必要であり、本業務を履行できるのは同社を代表とするコンソーシアムしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の通り
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
新基幹業務システム稼働環境保守等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区大淀中1丁目1-30 梅田スカイビルタワーウエスト33階
東芝デジタルエンジニアリング株式会社 関西事業所
- 6 契約金額（税込み）
57,232,077円
- 7 契約内容
新基幹業務システム及び業務システムが稼働する環境の保守、運用管理に係る業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の遂行に当たって必要とされる、対象のシステム及びシステム稼働環境についての十分な知識と経験を有し、受託意思のある事業者が当該相手方のみ限定されるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1・2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バッチ基盤ツール類保守業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市西区土佐堀2-2-4 土佐堀ダイビル
キヤノンITソリューションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,940,000円
- 7 契約内容
令和2年度に稼働したオープン化バッチシステムの保守運用に必要なツール類の保守業務を委託するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市が運用するオープン化バッチシステムについては、個人情報を用いた様々な事業の電子計算機処理を担っているものであり、市民サービスに係る業務を停止させぬよう、また、市民生活に影響を与えぬよう、安定的なシステム運用を維持しなければならないものである。
本契約の保守対象とするツール類は、いずれもオープン化バッチシステムが稼働するに当たり、必要不可欠なサービス（機能）を提供しているものであり、これらにトラブルが発生した際には直ちに原因を特定し、可及的速やかに復旧させる必要があるが、本業務を履行できる者は、保守対象となっているツール類の開発を行ったキヤノンITソリューションズ株式会社に限られるものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
基幹系業務システム及び行政業務情報システムの共通基盤等に係る運用維持管理等業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,040,000円
- 7 契約内容
主に下記の業務を委託する。
 - (1) 基幹系業務システムの運用維持管理
 - (2) 共通基盤システムの運用維持管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の業務遂行には、以下の理由により、高度な専門知識及び技術情報が求められることから、両システムを開発したシステム開発ベンダである日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムへ一括して委託するものである。
 - ①基幹系業務システムの運用維持管理
汎用電子計算機は日本電気株式会社製であり、当該機器の運用においては、同社が著作権を保有するオペレーティングシステムや汎用電子計算機用ユーティリティの使用が必要であること。
 - ②共通基盤システムの運用維持管理
共通基盤システムは、行政業務システムの根幹となる職員認証等、極めて高度な技術によって設計、構築されており、当該システムを安定かつ確実に運用するためには、システム設計及び構築時の詳細な技術情報が不可欠であること。
個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大で、損害賠償等に要する費用も非常に高額になることが想定されることから、責任の所在を明確にするために、令和5年4月1日付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」

に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業であり、高度な専門技術及び知識を保持する要員を確保でき、日本電気株式会社が詳細な技術の提供・ソフトウェアの使用を許諾しているNECソリューションイノベータ株式会社から構成されるコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
自治体システム標準化に向けた標準化テスト環境の構築（２期）
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和６年４月１８日
- 4 履行期間
令和６年４月１９日から令和６年５月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
自治体システム標準化に向けた標準化テスト環境の構築（２期）に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町８ 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１４，２４７，７５０円
- 7 契約内容
本市では、標準準拠システムへ移行に向けて、基幹系共通基盤に標準準拠システムと大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）間のデータ連携機能について構築を行っている。
本業務委託は、標準準拠システムから、当該データ連携機能を介し連携したデータを用いて、汎用機上の各業務システムの動作確認等の検証を行うためのテスト環境の構築業務を委託するものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務委託におけるテスト環境の構築は、日本電気株式会社製の汎用コンピュータ上で行うことになり、同社が著作権を有するソフトウェアを使用しなければ、システム設計、プログラム製造及び実行を行うことができない。
したがって、日本電気株式会社が排他的な著作権を有していることから、他社との競争が成立せず競争入札に適さないため随意契約を行う。
個人情報を取扱う業務において、万が一情報漏えい等が生じた際には、本市が被る社会的責任は甚大で、損害賠償等に要する費用も非常に高額になることが想定されることから、責任の所在を明確にするために、令和５年４月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、日本電気株式会社と日本電気株式会社のグループ企業等であり、高度な専門技術及び知識を有する要員を確保でき、日本電気株式会社が著作権を有するソフトウェアの使用が許可されるNECソリューションイノベータ株式会社とで構成されるコンソーシアムを相手方に選定する。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託

2 担当所属名

総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市基幹系共通基盤等運用管理業務委託コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

81,070,000円

7 契約内容

本市は、基幹業務システムの稼動環境として、プライベート・クラウド型のITインフラであるクラウド基盤と認証機能や帳票印刷等の共通機能を提供するアプリ基盤を構築し、基幹系共通基盤として稼動させている。また、現行の汎用機から基幹系共通基盤へデータ連携を行う新旧連携システムやL GWAN接続用の仮想化基盤も併せて稼動させている。

本件は、これらの基盤等の安定稼動を実施するための運用管理、運用手順の改善、及びその他障害対応等に係わる業務を委託するものである。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本委託には、基幹系共通基盤の稼動に欠かせない新旧連携システムの運用管理が含まれている。

新旧連携システムは、現行の日本電気株式会社（以下「NEC」という。）製の大型汎用コンピュータ（以下「汎用機」という。）が保有するデータを基幹系共通基盤側へ連携する仕組みを提供するものであり、安定かつ確実に運用するためには、汎用機の動作と連携データに関する知識が必要であるとともに、NECが著作権を有する汎用機用のソフトウェアについても使用する必要がある。

上記の履行が可能な特殊技術を持つ者は、新旧連携システムを構築するとともに汎用機の運用も実施しており、かつ、汎用機に関する排他的な著作権を有しているNECに限られることから、同社を契約相手方として運用管理業務を委託するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
基幹系ネットワーク機器等に関する監視業務委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-5-7
アライドテレシス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,072,000円
- 7 契約内容
基幹系共通基盤を構成するネットワーク機器等に係る監視業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約の履行に当たっては、システム監視用ネットワークを介して「監視対象機器の稼働状態の把握」や「障害発生時のアラート通報」を行うため、当該ネットワークの構成及びその運用を熟知している必要があり、また障害が発生した際には、適切に原因を究明できるだけの本市ネットワーク全体の知見も必要となる。
以上の条件を満たす者は、現在、本市ネットワーク運用管理業務を受託するアライドテレシス株式会社以外にないことから、同社を相手方に選定し随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度行政業務基盤システム運用保守委託
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
令和6年度行政業務基盤システム運用保守委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,326,250円
- 7 契約内容
 - (1) ソフトウェア保守
 - (2) システム監視
 - (3) 障害復旧作業
 - (4) 障害履歴管理
 - (5) 機器の構成管理
 - (6) システム関連問い合わせ
 - (7) システムリソース管理支援及び報告
 - (8) システム稼働状況報告（稼働統計の提出による報告）
 - (9) システム障害復旧支援及び障害原因調査（緊急対応及びメンテナンスレポートの提出による調査報告）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は、行政業務基盤システムの保守を行うものであり、これらに関する技術情報を保有し熟知している必要がある。そのため、現行のシステムの保守業者であり、かつ、システムの設計業者である日本電気株式会社に作業を委託するものである。

なお、今回委託する業務の履行に当たっては、現在稼働中のシステムにおける詳細な技術情報とともに、高度な専門技術及び知識が必要である。このため、日本電気株式会社は、グループ企業と共同して受託業務の履行を行うこととしているが、個人情報の保護に関する法律、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、令和5年4月1日付け「電子計算

機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、業務の履行に必要となるソフトウェア及び詳細な技術情報を保有する日本電気株式会社を代表者とするコンソーシアム契約（複数事業者による連合体との契約）を行う。

コンソーシアムの構成については、日本電気株式会社は、同社が本業務を共同して履行するのに最も適しているとしているNECソリューションイノベータ株式会社に対しては、詳細な技術情報を提供するとしており、日本電気株式会社と同様の高度な専門技術及び知識を保持している要員が確保できることを日本電気株式会社が保証していることから、コンソーシアムの構成員と認める。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
ACOSシステムディスク（増設分）の賃借
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年6月1日
- 4 履行期間
令和6年6月1日から令和7年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
電子計算機 NEC ACOSシステムディスク（増設分）賃借に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
34,941,720円
- 7 契約内容
 - (1) ハードウェア保守
 - (2) SEによるサポート作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市において汎用電子計算機を用いて処理を行っている情報処理システムは、日本電気株式会社製大型汎用電子計算機「ACOSシステム」の各種機能を使用することを前提として開発、運用及び保守が行われている。

上記の情報処理システムは、ACOSシステムと一体で運用している各機器及び制御ソフトウェアによって実現しており、これら全てが確実に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じ、市民サービス業務が停止するなど市民生活に多大な影響を与えることにも直結する。

このことから、システムの安定稼働を確保するためには、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者によるシステム環境機能の維持（運用支援、障害対応、予防保守等）を包含したレンタル契約を締結する必要がある。

本件の調達機器のレンタルについて、株式会社J E C Cは、昭和36年に通商産業省主導の下、国策コンピュータレンタル会社として、沖電気工業、東芝、日本電気、日立製作所、富士通、三菱電機等の国内主要コンピュータ・メーカーの共同出資により設立されたコンピュータ専門のレンタル会社であり、本市の仕様を満たすレンタルサービスを提供できる唯一の企業である。

また、システム環境機能の維持について、本契約の調達機器の製造元である日本電気株式会社と、同社から技術情報等の提供を受けており、調達機器に係る保守業務を履行するに当たり必要となる

詳細な技術情報や高度な専門技術及び知識を持つNECソリューションイノベータ株式会社の2社が共同しなければ、システム環境機能の維持は不可能である。

したがって、本件は上記の3社以外との競争が成立せず競争入札に適さない。

本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者に適用されないことから、令和6年4月付け「電子計算機による事務処理等の契約に係るガイドライン」に基づき、株式会社JECを代表幹事会社とし、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社の3社によって構成するコンソーシアムと随意契約を行う。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他33ラック）
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム
京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
代表 西日本電信電話株式会社
- 6 契約金額（税込み）
72,764,560円
- 7 契約内容
京都市データセンターの使用に係る個別契約（共用部分他33ラック）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市データセンターのラックの賃貸借契約に当たり、西日本電信電話株式会社京都支店を代表とする「京都市データセンターの整備及び提供に関するコンソーシアム」が当該設備の所有者で唯一の契約相手であり、競争性が生じないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民基本台帳等の標準化移行に向けたデータ連携対応等支援業務
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報システム担当
- 3 契約締結日
令和6年5月16日
- 4 履行期間
令和6年5月16日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地 四条烏丸FTスクエア
有限責任監査法人トーマツ 京都事務所
- 6 契約金額（税込み）
35,200,000円
- 7 契約内容
住民基本台帳等の標準化移行に向けたデータ連携対応等に係る支援業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の実施に当たっては、自治体情報システムに係る専門的な知見、十分な実施体制、企画提案能力が必要であることから、公募型プロポーザル方式により価格以外の要素も考慮して受託者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託希望者を公募し、業務知識・経験、実施体制、実施内容、価格等の審査を行ったうえで、契約の相手方を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
文書管理システムの運用保守
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市文書管理システム運用保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,177,000円
- 7 契約内容
文書管理システムを円滑に稼働させ、機能を保持するため、保守計画を策定し、ソフトウェア製品の保守、障害対応、問合せ対応等を行う「システム運用管理保守業務」及び制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更を行う「システム基盤保守業務」を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
文書管理システムは、日本電気株式会社が著作権を有しているソフトウェアに、本市の文書事務に合わせて変更を加えたものであり、制度変更や機能改善のために発生する保守項目に応じた仕様の追加変更、障害発生時の不具合（ソフトウェアに起因する不具合を含む。）の修正などの当該システムの保守業務（ソフトウェアの改変を含む。）を行えるのは、当該システムの基となる当該ソフトウェアの著作権を有している日本電気株式会社である。このため、他社との競争が成立せず、競争入札に適さないことから、日本電気株式会社が代表者を務めるコンソーシアムと随意契約を締結したものである。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人口統計システムの構築及び運用保守等業務委託並びに同システム関連機器一式賃貸借契約
- 2 担当所属名
総合企画局デジタル化戦略推進室情報統計・データ利活用推進担当
- 3 契約締結日
令和6年8月1日
- 4 履行期間
令和6年8月2日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木三丁目2番1号
ウイングアーク1st株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,751,076円
- 7 契約内容
標準化移行後の住民記録システムに連携する「京都市人口統計システム」の構築が必要となったため、構築及び運用保守業務等を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本システムの構築等に当たっては、情報システムに関する知識や事業者の技術力、十分な実施体制等が必要であることから、公募型プロポーザル方式により価格以外の要素も考慮して受託者を選定することとした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託希望者を公募し、業務知識・経験、実施体制、実施内容、価格等の審査を行ったうえで、契約の相手方を選定した。
- 11 その他